

博士学位論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第 20 号
------	---	--------

氏 名  
陳 睿垚

論 文 題 目  
日中古代礼法の比較研究

論文審査担当者

主 査	愛知県立大学	丸山 裕美子
	愛知県立大学	上川 通夫
	京都大学大学院	辻 正博
	愛知県立大学	洲脇 武志

# 1. 学位論文の内容の要旨

陳睿堯氏の学位論文「日中古代礼法の比較研究」は、古代日本における中国礼法の受容過程を具体的に明らかにすることを目指した意欲的な論文である。中国・隋王朝の制度について再検討し、これまで不明であった隋律を推測復原して、隋の刑法の実態を明らかにした。その上で、『日本書紀』『続日本紀』にみえる刑法に関する記事を整理・分析し、7・8世紀における日本律及び日本の刑法の実態を解明した。律は刑法であるが、その背景には中国の礼規範がある。古代日本における律の受容は、中国的な礼の受容でもあるという側面を切り口にして、組み立てられた論考であり、全六章からなる。構成は以下の通り。

## 序章

第一章 隋律内容の推定復原—『隋書』人物伝を中心として—

附表 『隋書』人物伝に見える犯罪記事

第二章 飛鳥浄御原律の存否について

第三章 七世紀における日本の礼法継受（一）—『日本書紀』と『隋書』倭国伝を中心として—

第四章 七世紀における日本の礼法継受（二）—名例律の礼文を中心として—

第五章 七世紀における日本の礼法継受（三）—菓狩を視点として—

第六章 八世紀における日本刑法の実態—『続日本紀』に見える刑法記事を中心に  
終章

序章で、前近代中国における礼法の研究史と日本の律令制研究史について概観、整理した上で、第一章では、程樹徳氏・倪正茂氏らの先行研究を踏まえ、『隋書』列伝から、187件の犯罪事件を抽出して分析し、隋律を復原し、隋の開皇律と大業律の性格の違いを明らかにした。そして、日本律は、唐律や隋の開皇律よりも、むしろ大業律の影響を受けた可能性が大きいと結論づけた。

第二章は、飛鳥浄御原律の研究史を整理した上で、『続日本紀』文武天皇二年七月乙丑条を分析し、唐律と比較し、飛鳥浄御原律は体系的な律法典として編纂されてはいなかったとしても、一部の律条文は唐律あるいは隋律（大業律）を準用し、一部の律条文は状況に応じて単行法として成文化されていたことを指摘した。

第三章・第四章・第五章は、7世紀における日本の礼法継受について、さまざまな角度から考察したもので、第三章では7世紀初の推古朝以来、礼の継受がなされていたこと、律令の受容とともに礼制が整備されていったことを論じる。日本古代の赦文に隋の赦文の影響を指摘する点が新しい。第四章は、唐名例律の疏議に引用される礼典を、日本律が削除していることに着目し、その理由を、唐律そのものが日本律を正当する機能を持ち、中国の礼制を除去しつつ日本的な礼制を構築しようとしたものだ

と結論づけた。第五章では、7世紀の「薬獵」儀礼を検討し、7世紀後半の天智朝には宮廷儀礼（日本的な礼）の整備がなされ、「儀礼」が編纂されていた可能性を述べた。

第六章は、日本律の成立における三つの時期区分（浄御原律・大宝律・養老律）に注意しながら、『続日本紀』に見える刑罰記事を網羅的に整理し、特徴的な記事を抽出分析することによって、日本律の実態と、時代ごとの変遷を考察している。7世紀の日本（倭国）の刑罰は、ほぼ唐律（隋律）によっていたが、8世紀になると、律に対する運用はより柔軟になった。7世紀を通じて、日本列島では段階的に法を確立させていくが、隋・唐王朝の律令とそこに含まれる中国的な礼の規範の受容も7世紀から進展する。8世紀の律の運用については、その実効性が問題とされてきたが、なお律は有効であり、また天皇は律と礼とに則って減刑を行ってきたことを確認する。

終章では、各章の結論をまとめた上で、隋の律令の一層の解明—本論文ではほとんどふれられなかった隋令の復原を含め—と、7世紀後半の日本の律令の実態の解明と検証が今後の課題であると締めくくっている。

## 2. 学位論文の審査の要旨

陳睿垚氏の論文「日中古代礼法の比較研究」は、古代日本における中国礼法の受容過程を具体的に明らかにすることを目的とし、7世紀の日本に隋の礼と法（律令）とがいかに関受されたかについて、独自の見解を提示した意欲的な研究成果である。

日本の古代国家は、「律令国家（律令制国家）」と称される。政治連合体であったヤマト政権（倭国）から中央集権的な律令国家体制（日本）への移行は、8世紀初の大宝律令の成立をもって完成するとされる。その藍本となった法は唐の律令であり、また唐の法制の規範となる礼については、9世紀になってから受容されたとするのが通説であった。それに対し、本論文は、唐以前の、隋の法が日本の国家形成に与えた影響を指摘し、7世紀初から法とともに礼の継受も認められることを論じている。

程樹徳『九朝律考』「隋律考」（1922年初出）以来、ほとんど検討されることのない隋律の復原に積極的に取り組み、一定の成果をあげている。飛鳥浄御原律の存否については、隋律・唐律を準用しつつ明文化もされていたとする新しい視点を示した。唐律疏から中国の礼典を除去しつつ日本律が編纂されたことを日本的な礼制の構築とみる点、日本の赦文のなかに隋の赦文の影響をみる点なども興味深い。律の研究は、令の研究に比べて少なく一とくに日本では一、その点でも貴重な成果といえる。

日本古代法制史の分野には、膨大な研究史があるが、適切な先行研究を選んで丁寧に咀嚼した上で、自らの説を打ち出そうとしている姿勢は評価される。

研究手法は、正史（『隋書』『日本書紀』『続日本紀』等）を中心とした考察であり、古典的である。古典的であるがゆえに、逆に新鮮さを感じることもあるが、審査員からは、史料批判の姿勢が弱いこと、正史を政治史に使用することの危険性についての認識が甘いこと、史料についてはテキスト一覧を凡例で示すべきこと、より適切なテキストを使用すべきこと、用語についてより厳密であるべきこと、注にあげた参考文献に頁を記す必要があることなど、細部にわたる指摘・指導がなされた。

一部事実誤認と思われる記述があったり、ネイティブチェックを受けたとはいえ、日本語表記にわかりにくいところがあり、論文タイトルも含め、もう少し論旨が明快になるような工夫が必要であるという指摘もあった。論の展開がやや単調で、機械的であり、もう少し複雑な内面に踏み込んだ検討を求める意見もあって、今後の一層の研鑽が期待される。

律と礼とが表裏の関係にあることは、中国史ではむしろ当然の認識であるかもしれないが、日本古代史研究において、これまでほとんど注目されることがなかった隋制についての再検討や、隋の律、隋の礼が7世紀の日本に与えた影響を明らかにしている点を評価し、審査委員会は、本論文を「博士（日本文化）」の学位を授与するにふさわしい独創的な業績として認めるものである。

### 3. 最終試験結果の要旨および担当者

報告番号	※第 20 号	氏名	陳 睿珪
試験担当者	主査 愛知県立大学 丸山 裕美子 愛知県立大学 上川 通夫 京都大学大学院 辻 正博 愛知県立大学 洲脇 武志		
(試験結果の要旨)			
<p>6月16日(金)14:30~16:30、試験担当者(審査員)4名による口頭試問(審査会)を行った。審査会は公開で行われ、審査員以外に、10名の参加者があった。</p> <p>まず申請者から、提出論文の概要についての説明があり、その後、4名の審査員から、それぞれの専門に即した質問や批判が出された。申請者は丁寧に回答し、また研究の今後の課題についての認識を審査員と共有した。</p> <p>審査会後の審査員4名による合議において、全員一致で最終試験合格と判断し、「博士(日本文化)」の学位を授与することを可とした。</p> <p>なお申請者は課程博士の申請者であり、外国語試験は免除した。</p>			